

仕 様 書

1. 仕様書番号 文ス委第41号

2. 委託業務名 体力づくり推進車運行委託業務

3. 委託施行場所 海津市地内及び近隣県地内

4. 委託期間 令和8年7月1日～令和9年3月31日

5. 業務概要

本委託業務は、海津市が体力づくり推進車運行事業を実施するため、海津市所有の小型自家用バス（体力づくり推進車）の運行を委託するもの。

6. 委託業務の内容

- ① 運行管理車両の運転及びこれに付随する業務に関すること。
 - ・運転手の手配等も受託者の責任において行うこと。
- ② 運行管理車両における事故対応等に関すること。
- ③ その他上記①～②に付帯する事項（月報の提出等）

7. 出務する日時

出務の日及び従事する時間帯は、海津市からの依頼により決定する。
なお、運行時間が長時間となる際は、適宜休息をとり安全を確保するもの。

8. 委託料の精算

委託料は、運行1回（5時間以内）あたりの単価契約とし、5時間を越えた分については、1時間あたりの単価を加算する。

委託料の請求は、月毎の運行実績に基づき請求するものとする。

9. 乗務に含まれる作業等

鍵の受け渡し・運行前後の日常点検・運行終了時の車両内外の清掃（雨天や雷注意報等が発令されている際は、車内清掃のみ）を実施するものとし、別に定める業務報告書に必要事項を記入し、添付書類と共に提出するものとする

10. 使用車両

○三菱 MJ 岐阜 200 さ 613

11. 賠償責任及び業務管理

- ① 受託者は、委託者の指示監督のもとにその運転業務を行わなければならない。
- ② 受託者は、本業務の実施にあたり、65歳以上の者に運転業務に従事させる場合、国土交通省が定める「自動車運送事業の運行管理者等に関する法令」において、営業用自動車の運転者に義務付けられている適性検査（いわゆる適正診断）を法令上の義務の有無にかかわらず受診させ、その結果を委託者へ提出しなければならない。

また、受託者は当該結果を踏まえ必要な安全管理措置を講じるものとする。

- ③ 受託者の運転業務により発生した損害賠償は、自動車損害賠償補償法による責任保険（自賠責保険）及び委託者の加入する全国自治協会公有自動車共済（保険）により支払われる範囲を限度として、発注者がこれを負担するものとする。

ただし、受託者の重大な過失及び故意により、発注者若しくは第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償しなければならない。

- ④ 受託者の運転業務中に発生した使用許可車両の損害については、受託者の重大な過失及び故意による場合を除き発注者がこれを負担する。

12. その他

その他、仕様書に示されていない事項及び詳細については、別途発注者と受託者において協議する。

以上